

## 令和5年度 第2回松戸市成年後見制度利用促進協議会

日時: 令和5年7月25日(火) 午後1時30分～

場所: 松戸市衛生会館 3階大会議室

### ○出席委員

萩原委員(会長) 佐藤委員 四ノ宮委員 蒲田委員  
藤井委員(副会長) 岩崎委員 鷺田委員 児玉委員

### ○オブザーバー

千葉家庭裁判所 松戸支部(2名)

### ○事務局出席者

地域包括ケア推進課長  
地域包括ケア推進課 障害福祉課

### ○傍聴者 2名

### 【1 開会】

### 【2 傍聴者の報告】

### 【3 議題1. 成年後見人等選任前後における課題について】

#### ○会長

それでは議事に入りたいと思います。まず議題の 1、成年後見人等選任前後における課題について、事務局より説明をお願いいたします。

#### ○事務局

それでは、お手元に資料 1、成年後見人等の選任前後における課題についてと書かれたものをご準備ください。

スライド 2 枚目をご覧ください。こちらは前回の協議会に年間テーマをお伝えした際に提示したものでございます。こちらの計画ですと、今回第 2 回目の協議会では、広報機能及び利用促進機能のうち、受任者調整等の支援に向けた課題、後見人支援機能のうち、後見人支援の課題がテーマとなっております。こちらにつきまして事務局の方で検討しまして、議題 1 では、利用促進機能と、後見人支援機能が繋がる場面である成年後見人等の選任前後における課題をテーマとさせていただきます。

次にスライド 3 枚目に移りまして、内容をご説明いたします。まず、課題が生じる場面として、パターンを記載しております。こちらとともに 4 枚目の説明書きをご覧ください。

まず、パターン 1 は、成年後見制度活用に向けて申立前から申し立て支援者や後見人等候補者がおり、その方がそのまま成年後見人に選任されるケースを記載しております。この場合には、成年後見人等は、本人の状況や、周囲の支援者である包括さんだったり、ケアマネさんなどと連絡がとれている状況で、後見人としての活動が始まるので、スムーズなチーム支援が可能であることが想定されます。

次のパターンでは、成年後見制度の活用に向けて、包括やケアマネなど、支援者はいるが、申し立て支援者がいない場合や、申し立て支援者がいたとしても、後見人等の選任を家庭裁判所に一任した場合や、後見人等候補者に記載した人とは別の方が後見人等に選任された場合、いずれの状況であっても、本人や支援者にとって、初見の後見人が選任されることになります。パターン 2 の図にも踏まえませんが、今まで全く関わりがなかった後見人等は、支援チームに加入する際、どうすればスムーズにチームに関われるかという点にスポットを当てて考えていきたいと思っております。

まず、この場面で、後見人側と支援者側の双方で疑問点が生じていると考えております。具体的な内容は資料にも記載しておりますが、まず後見人側は誰が関わっているのか、キーパーソンが誰か早急に対応すべきことは何か、後見人がすべてできるわけではないということはわかっておいて欲しいなどが挙げられます。

次に支援者側の考えとして、後見人から本人の状況を教えて欲しいと言われたが、何を伝えたらいいかわからない、専門職は敷居が高いこと、本人に変化があったら連絡して欲しいと言われても、どのような状況の時に連絡したらいいか迷うこともある、本人宛に家庭裁判所から審判書が届いたが、後見人の電話番号は書いていないので、支援者側は後見人からの連絡を待っていればいいのかなどが挙げられます。

これらの疑問や悩みを解決すれば、後見人もスムーズにチーム支援に加われるのではないかと考えております。

そこで、次のスライド 5 枚目で解決方法の案を3つ記載しております。

一つ目は、後見人等が選任された後、支援者などは伝えるべき情報のポイントを整理することによって、支援者側は後見人に情報を伝えやすくなり、本人を取り巻く環境を把握しやすくなるのが期待されます。

具体的な内容につきましては、スライド 5 枚目の中段から記載しております通りです。これらの情報を共有する際に、ケース会議の開催も検討する必要があります。複数の支援者が関わっている場合、それぞれの役割や支援の流れを確認することにより、スムーズな支援に繋がることが期待されます。

スライド 6 枚目に移りまして、二つ目は具体的な職務について正しく理解することにより、支援チームの役割が明確になることが想定されます。こちらには後見人等の具体的な職務を記載しておりますが、特に重要なことといたしまして、被後見人等がなくなった後の事務、いわゆる死後事務の

部分で、本来であれば、被後見人等が死亡した時点で後見人等の職務を終了となり、死後事務は原則として相続人または生前の委任契約に基づく受任者が行うこととなりますが、被後見人等がなくなった後も一定の事務を行うことを周囲から期待され、社会通念上、これを困ることは困難な場合があると言われております。このことから、平成 28 年に法律の改正が行われ、成年後見に限って、被後見人が死亡した後も、この相続財産の保存に必要な行為や、火葬または埋葬に関する契約の締結といった一定の範囲の事務を行うことができることとされました。ただし、保佐、補助、任意後見人には適用されません。また、こちらにも記載しております通り、後見人の業務の中で、もともと権限に含まれないものがございますので、この点は支援者はきちんと理解することが重要になってくるかと思っております。

次のスライドに移ります。裁判所に申し立て後、後見人が活動できるまでの流れを明示することにより、先の見通しが立ちやすくなるのではないかと感じております。この中で、後見人は実際に活動できるのは審判がおりてからおおよそ 2 週間後であることや、後見人等の登記事項証明書を提示することにより、第三者の法的権限の範囲や内容を証明できるようになるため、実務上活動できるようになるには登記の完了後となるかと考えております。

参考資料 1、成年後見制度活用に向けた支援者向け手引きをご覧ください。この手引きは昨年度までに委員の皆さんにご意見を賜り、作成したものでございますが、現時点で申し立てまで焦点を当てて作成しているものとなっております。

今回は申立後の流れやポイントも追記することにより、さらに活用いただければと思います。本日は委員の皆様から、事務局より提案させていただいた手引きへのご意見、こういった項目を入れたほうがいいのかなど、ご意見をちょうだいできればと思います。

こちらのご意見を反映し、次回の協議会にて、この手引きの改定案を出させていただく予定となっております。

また、以前からご意見としてちょうだいしておりました、手引きの活用方法の研修会の開催を検討しておりますことを併せてご報告させていただきます。事務局からの説明は以上です。

## ○会長

ありがとうございました。協議会の中で、今日は利用促進機能とか後見支援機能というところの話ということで、市の方から、すでに作成した手引きの改定という形で、利用促進を図ると同時に、一次相談のレベルアップも含めてやっていきたいといったことかと思っております。

こちらの手引きは昨年度からいらっしゃる方々にはご覧になっていると思うのですが、非常に整理されたものになっています。それをさらに充実させるという観点から、ご意見賜りたいと思っております。質問やご意見、皆さんの方でございますか。

一つ、課題の部分を少しずつ皆さんご意見いただければと思うのですが、まずスライドの 3 枚目のところで、できることとできないことというところ、これは皆さん経験されているのではと認識でいいのかと思うのですが、この辺りについてこういう課題になる場面もあるよとか、こういうこと実際経験しましたみたいなどころがあれば、何かいただけますでしょうか。

例えば介護支援専門員ケアマネさんとかの間で、委員の方で実際こういうことを受けたよとか、こういう問題もあったみたいなのところが何かあればいただければと思います、いかがでしょう。

#### ○委員

私が担当させていただいたケースの中では、担当した後に、後見人を申立てて後から決まったっていうところもあったのですが、そこを包括の方が間に入ってくださいまして、後見人さんも協力的で担当者会議にも毎回来ていただいたり、毎月の定期訪問に来ていただいたりしてお話したり、すぐスムーズに関わることができたケースが1件と、もう1件は、ご家族が後見人を申請していて、担当させていただいた時も、毎月の訪問の時にも一緒に後見人さんが来てくださって担当者会議にも出席していただいて、連絡も結構頻繁にいただいていた方でしたので、どちらともスムーズに利用者様を支援することができたケースです。

#### ○会長

ありがとうございます。非常に理想的な流れというか、こういった流れが自然とできるといいのかなとは思っています。今の中で橋渡しのところで包括さんと言う話がありました。

委員に伺いたいのですが、ほかの方で、そういった支援者側と後見人をつなぐみたいなのところ、役割を担っていたりするのでしょうか。

#### ○委員

はい。パターン1が圧倒的に多いかなといったところで、やはり後見人つけなきゃいけないよねっていったところで、申し立てを誰にやらしてもらおうとか、候補者もあわせて申し立て支援と一緒にやらしてもらおうといったところでパターン1がかなり多いのではないのかなというところはあります。後見人候補にどこかの団体をお願いをして、誰々さんになりましたってことで初めて顔合わせするパターンはどれくらいなのか知りたいです。

実際そのパターン2でも1でもなく、すでに我々が入った時に後見人がついているのではないかというパターンもありまして、そういった時に「誰が後見人なのか」と悩んだこともあります。お子さん同士で財産の件で揉めていて、もう後見人がついたよ、みたいな話があつてですね。よくよくたどっていくと弁護士さんがついていたようで。ただやはり、弁護士さんに連絡するのは敷居が高いよね、どうやって連絡取ろうかなんて言って悩んだことがあります。最終的にその弁護士さんと連絡を取りつつ、ご本人は認知症であったので、ケアマネージャーも含め、後見人さんの方にも後から支援チームに入っていただいて、支援を行ったケースもありました。

#### ○会長

ありがとうございます。財産関係で親族争いがあつた場合、やはり第三者を裁判所は選ぶ流れになると思いますので、そうするとパターン2の流れになりやすいですね。

逆に後見人の業務に携わる方々で、パターン2で入った例などがあればお聞かせいただければ

ばと思います。

#### ○委員

年間 500 件前後の推薦依頼が来ますが、その内、事前に申立候補者が決まっているのは 200 件くらい、ただしそのうちの半分くらいは市町村申立です。その時点では誰が候補者か決まっていないケースもあり、パターン2の方が多いです。

どうチームを作っていくかということで、通常の場合はその方のキーパーソン、ケアマネさん、地域包括とかに、審判をもらった時点で、すぐ連絡する場合もあるのですが、例えば市町村によっては、まだ確定しないうちは個人情報を提供できないってことで、その辺はまちまちですが、確定したらいつ最初の顔合わせをしましょうかとやっています。

#### ○会長

ありがとうございました。今のパターン 2 で入る場合についても、どういう流れを作っていくかといったところのマニュアル化というか、市の方で考えている内容としてはそういった課題があって、こういうふうに入っていくといったポイントみたいなものを明示するのはどうかと、今お話いただいているところです。

例えば後見人側で入りづらいとか、逆に自分たちの方から何か連絡を取ろうと思っているのだけでもみたいな経験がありますか。入ったけれどもちょっとやりづらいとか、そういった経験があったりする場合もあるかと思います。例えばしぐなるあいずさんでそういう関係がもしあれば。

#### ○委員

入りづらいというケースはないです。大体 1 ヶ月以内に裁判所に報告を上げなければいけないので、そのうちにはもう早めに動いていかなければいけませんから、どの記録を見てどこに連絡すれば一番いいかというのはわかりますので。こちらから声かけしていくというのがまず前提です。その上で対応していただくのは、最初は包括の方が入っていれば包括の方、そうでない場合にはケアマネさんに当たるというのが普通です。親族関係がいろいろ問題ある、トラブルがある場合には、ちょっと慎重に対応しなければいけません。

どちらかというと申立人の方で支援をしている方々と、まずは話を聞くというやり方をしています。当然のようにみんなやっていますので、それに対して拒絶的な対応をとられる人はまずいません。

#### ○会長

実際多くの場合に支援が必要で、周りみんなで支援していきましょうという方向性が定まっている中で後見人が入るケースっていうのは、そんなに問題なく入っていけるかなと思うのですね。虐待事案なんか特殊な事案ですと、後見人の入り方っていうところが、結構意識しなきゃいけない部分っていうのは確かにあるかなとは思いますがね。そういった特殊なケースを除いては、そういった流れが望ましいのは共通認識だろうというふうに思います。スライドの中で、それぞれの双方の基本的な

考えということで支援者側の方ですね。

本人に通知が届いたけれども、支援者側の方が後見人にアクセスしていいのかどうかというところが、もしかしたら裁判所に問い合わせがあったりするかもしれないですけども、実際に裁判所にあたりするのでしょうかというところで、お答えをしていただければありがたいです。

#### ○オブザーバー

このスライドの絵がすごくいいなと感じています。後見人、保佐人等に選ばれると、バトンタッチで全部お任せ、引き継ぐというイメージの方が根強いと思うのですが、これでチームに入っていくっていうのを視覚的に書いていただいたことがすごくいいなと思ったので、感想を述べさせていただきます。

今ご質問の点ですけども、あまり数は多くないです。ただ、私自身何件かは問い合わせを受けたことがあって、ご本人通知を送るのですが、そこにお名前と、事務所、事務所の住所、要はその後見人を特定するに足る情報だけを載せていますので、連絡先等は載せていませんので、至急連絡取りたいというお話いただくことも中にはあります。

お話に出た通り、審判確定という概念があって、効力が発生するにはその2週間という期間を待たなければいけないので、金融機関などは確定しないと動けないところもあると思うのですが、ただ情報の共有自体は、早くて困ることはないと思います。

答えとしてはあまりここですって教えるというよりは、用件を聞いて、ご事情をある程度聞いた上で、後見人の方に連絡とるように伝えておきますというような対応が多いのかなと思います。あとは後見人さんの方で審判が確定してから、記録の閲覧を申請してもらって、そこに裁判所が保有している事件情報、本人の情報ですとか、その辺をご覧いただいた上で、そこに書いてある限りはキーパーソンが誰ですとか、ご本人がどこに行っているという状態ですとか、こういう財産がありますというところの情報を受けた上でコンタクトを取っていただいていると思います。

通常の流れはそうですが、緊迫した状況になっているかもしれませんので、ある程度、最後までも繋がらないといけないとか、虐待で配慮しないといけない方だったりして、そこを繋いでしまって裁判所が言うのだからというふうに受け取ってしまうと、そこはちょっと危ないかもしれないのでケースバイケースの対応にはならざるをえないのかなとは思います。

#### ○会長

ありがとうございました。支援者側の方での後見人をつけた必要性、どういった理由で後見人をつけたのかということによってはまた変わってくると思います。虐待の話なのか、それとも単に手続きの話なのか、入所期限が迫っていて契約ができないなど、必要性とかに応じて変わってくるだろうなというふうな気はしています。

スライドにも入っていましたが、後見人っていうのがやっぱり確定しないと実際に権限が難しいといったところがあって、支援者側の方ではもうついたらすぐやって欲しいっていう話と、後見人としては動きたいけれども確定しないと動けないっていうジレンマは知識として、お持ちいただける

と、双方の理解につながるのかなと思いますね。後見人次第かもしれませんが、2週間ないとやらないって人も中にいらっしゃるかもしれませんし、また情報の共有だけ早くって形で先行して動く方もいらっしゃるかもしれません。

皆さんの方で問題になる場面とか、それぞれの話を聞いてきましたけれども、手引きに補充するとか改定するとしてこういったこともポイントとしてはあった方がいいんじゃないかとかご意見とかご提案ありますか。

あとは後見人の権限とかですね、この辺りについても触れるべきじゃないかっていうような話がありました。支援者の方としては、こういったような職務があるのかを整理して欲しいという希望は多分あるのかなと思いますし、逆に後見人側としては、こういったことを書いてもらって困るとかですね。そこまではちょっと難しいんじゃないのとか、勘違いされちゃうんじゃないかなってところがあるかもしれませんね、ご指摘いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

#### ○委員

後見人の職務というところで、支援者と後見人の認識が違ってくるのが、やっぱり事実行為の理解だと思うんですね。通院同行なんです。行政の方でも、これは後見人の役割だと思っている方がいて、私は松戸市ではございませんけれども、他市の生活保護担当課から、後見人が本人を病院へ連れて行ってくれるんだということで、後見人の職務というのは違うんですよと理解をしていただくのに大変苦労しました。

そこをきちんと理解していただかないと、後見人がついたらそういうことやってくれるんだと思っている方もいます。しかし、実際はやる方もいるんですよ。やるのはそれでいいんですが、後見人としての職務じゃないんだよということをきちんと理解されないと。その辺のところは通院同行含めて、いくつか具体的な例で、こういうことは職務じゃありませんよと。

しかし、実際には行っていくこともあるけども、それは例えばケアマネージャーの方の仕事でもないわけで、ケアマネさんもどうしようもないということもあって。サービスを手配するのは私の仕事なんだけども、お互い交渉がないとね。申し訳ないけど今月は対応してちょうだいよと、来月は私が行くよということはあるけども、あくまで職務じゃないってということについてはね、出してもらったほうがいいのかなというように思います。

#### ○会長

非常に起こりうる部分だと思うんですね。後見人さんを作ると何でもやってくれるとかですね、そういった、何でも問題が解決するとかそういったところも期待される方って確かにいらっしゃるんで、実際に後見人になって、やらざるをえない場合っていうのは確かにあるんですね。

ただやっぱり今おっしゃっていただいた通り、職務範囲外なんだけれども、やらざるをえないっていうのでやってるだけあって後見人だからやるってわけじゃないと明確にしといた方がいいだろうとご意見だったと思います。ありがとうございます。

実際後見人をつける側の支援は現場の方で支援者側の中で認識を統一化されてたりするのか

どうかってというのは、その辺結構まちまちだとかってというのはあったりするのかもしれませんが、委員いかがでしょうか。

#### ○委員

確かに制度を勉強する前とかは、後見人がつくと、病院に行った時に同意を書いていただいたりっていうことをしていただけるのかなと最初は思っていたのですが、できないってことがわかったので、担当者会議の時も、後見人が医療のところの同意ができないとか、そういうところは、お話をさせていただきますが、ただどうしても先生がお話しされてたように、通院が必要で、どうしてもどなたも行けないってなった時は、いつもの関わりの中で相談して対応できるように、お願いさせていただいてる感じですので、多分ケアマネの中でも、医療行為の同意だったりとか通院同行は後見人ができないっていうことを知らない方ってたくさんいるのではないかと思います。

今回、手引きを読ませていただいてすごくわかりやすいなあと思ったので、できないことっていうところを、しっかり記載していただくと良いのかなと思いました。

#### ○会長

ありがとうございました。私もやっぱりマニュアル改訂した上で研修するってような話も市の方から先ほどありましたけれども、やっぱり必要かなと思ってまして、何か支援者側の方での期待ってところが、本当はできないことを期待してそれが実行されないともやもやしてて、後見人側もできないんだけどやらされてるってことで、何かそういう行き違いで意思疎通が難しくなってしまうってというのはすごいもったいないというか本人にとってもマイナスだと思うんで、そういったところは非常に重要なというふうに思います。

#### ○委員

言葉も本当に難しいなというふうに思うんですけど。できない、できるって言い方だと、やろうと思えばできるけれど後見人の義務にはなっていない、やるべき業務にはなっていないということであって、ここのところをもう少し明確にしないと、できるのにやってくれないと。私もやることありますが、それは、後見人の業務ではないんだよっていうことはあります。だけど、困ってるからやるからねって言い方はしますけれど、そのあたりはやっぱりちょっと、できるできないってこと、やろうと思えばできるんですけど、やらなければいけない仕事、義務は負っていない、責務ではないという意味なので。そのあたりちょっと難しいですけど、その辺は明確でないといけないかな。でない誤解してくるというのは、人によってはやってくれる、要するに、とても好意的な方っていうのがいらっちゃって、非常に奉仕の精神といいますか、そういう方はやってくれるわけですよ。でもそれが当たり前ではないんだということ、当たり前ではないというのは、その人がいい人だからやってくれるということではなくて我々議論するのは、それは職務ではないんだよっていうところを明確にしていけないんじゃないかなというふうには思います。

## ○会長

ありがとうございました。この書き方ってやっぱり今ご指摘いただいたように難しく、簡単な言葉で、できる、できないってなっちゃうんですけど、そこは厳格に言うのであれば職務範囲内、職務範囲外なり、義務があるかないかって話なのかなって言うふうには思っております。

## ○委員

多分その話って、ケアマネージャーさんとか相談支援専門員さん全く同じなんですよね。頑張ってる人はやっちゃうし。でもそれが本来の仕事じゃないよねって、周りにも言い訳しながら、やったりすることが圧倒的に多いんじゃないかと。それが、後見人さんにとっても同じで、今回の後見業務は後見人としての仕事の範囲ではないけれども、でも誰かがやらなくちゃいけないんだから、やりましょうって言うてる。だからそれが、誰かがやってくると、周りはそれがみんなが当たり前だっというふうに思っちゃうんですね。後見人さんは通院もやってくれる、基幹相談支援センターはついていってくれるとか、そういう話になっちゃうんですね。

その辺のところのその難しさっていうのは、支援に関わる方々みんなに関係するところかなあというふうにしたのと、この中に、ケース会議の開催も有効ですっていう、表記ありますけど、これもですね、その前のページに、どのような状況の時に連絡したらいいとか、連携主体が専門職の方は敷居が高いっていうところでも共通していて、僕も何かの相談員さんから、後見人さんをそういった会議に呼んでいいのかっていうご相談を受けました。それはもう直接相談してもいいんじゃないって、返すんですけど、中には、比較的僕らもつき合いがある方が後見人さんとか、その事務所の所属の方であればちょっと一言添えたりすることありますけど。

ケース会議って誰が声をかけて誰が主催していくのかっていうところが、ちょっと明確にならないと。ケース会議は重要です。今会議そのものは、別にその場で一堂に会さなくてもできる状況ではあるので、そんなに手間はかからず時間的な制約もごく短時間でできるようにはなっているの、逆に誰がどんな目的で主催をするか声をかけていくのかっていうところもきちんと共有させていただくってということと、それから逆にですね、多分ケアマネさんとか相談支援専門員さんは、ケース会議は必須の業務として入ってるんですけど、後見人さんとかにそういった声をかけたときに、うんって言いやすいのかどうなのかっていうのが、僕らの方としては考えます。僕らは障害の方だったり高齢者の方を支援してる側は、ぜひって言いたい部分は大きいんですけど、じゃあ、その後見人さんは、そうやってお声掛けさせていただいて、大丈夫なのかなって言うのがちょっと市からこういったことを積極的に進めていきたいと思いますというふうになった時に、後見人さんいろいろな方がいらっしゃるのは僕も存じ上げていて理解をさせていただいてるつもりなんですけど。その辺のところ、ちょっとこうみんなでこういうふうなやり方をとっていきましょうって言うふうにならないうちにちょっと半分ルール化するような形にしたときに、ちょっとその辺が、何て言うんですか、どうなんでしょう。

例えば先生がどんな人か全然わかんなくて、でも 1 回会議をしましょうって言って先生の顔を 1 回見れば、支援する側は何となく、こういう先生だって安心できたりするんですけど。そういった会議が比較的容易に開催できるものなのかなお声かけていいものなのかっていうところはちょっときち

んと、何ていうんすかね、確認をするというか、共有をさせていただいた上で、検討というか表現を含めて考えたほうがいいのかなどというふうに思いました。

○会長

ありがとうございました。今のご質問ですね、後見人をされてる側の方への問いかけがあったと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員

この点についてはちょっと、そうしょっちゅう言われても困るんです。やっぱりいろんな仕事もしながら動いてるので、ただ、困難ケースの場合、複雑な人間関係とかも含めてですが、こんなケースの場合は、どうしても現場で支援してくださってる方たちの意識の共通といいますか、課題によっては出ていかなければいけないというのは、みんな多分わかって、ただあるから来てくださるというふうに言われても、なかなかそれはいけないこともあります。誰が何のために、このケース会議をするかというあたりはきちんと説明していただいて、その上で、ぜひ出ていただきたいなど。こういうケースなんで話したいというふうに言っていただいて、その点は遠慮せずに、もちろんケース会議があるってことは言っていただいて構わないんですけど、その都度報告しなきゃいけないかというか、そういう問題じゃないというふうに私は思っています。

だから、ケース会議の重要性は十分わかっていますけれども、しょっちゅう呼ばないでほしいなっていうことはあります。必要な時は必ず出ますので、声をかけていただければ必ず出ますので。自分の後見人としての方針というのはきちんと伝えますので、そこは多分専門職が皆さんそうだと思います。というふうに私は思っておりますので、ケース会議の活用の仕方についてはちょっと注意した表現が必要かなっていうふうに思っております。

○委員

基本的には同じなんですけども、やっぱり例えばね介護保険の中で、サービス担当者会議ですよ。僕なんかはね、初回はやっぱり指示がありますけど、通常の場合には、ケアマネさんとね、協力体制を作っていれば、大体ここがすごく課題が多いんでという案件があればね、それは議論いただければよろしいのかなって感じがしますけど。

○委員

正直なところ、私はそんなにしょっちゅう声をかけていただけなくて、ちょっと寂しいんですけども。でも専門職が入って、いろいろ問題解決に向けて動き出してるタイミングではもちろん呼んでもらって、どういう方向で動いていきますっていうのは共有することは大切だと思います。あと問題は解決したタイミングでちょっと 1 回集まって、現状の共有の場面でも呼んでいただいたりしたことはあります。私は全然呼んでもらいたいんですけども。状態が安定してる状態で、現状確認だけみたいな会議ですとなかなか毎回行くことは難しいと思うんですけども、支援者側で後見人とも共

有したい情報があつて、会議に出てもらいたいってときにはお声かけていただきたいなと私は思っています。

○会長

ありがとうございました。

○委員

支援する側が不安なのは後見人の方々の方がその方をどう見立てているのかって言うのがひとつです。後見人さんの業務としてどういう方向性を持ってらっしゃるのかっていうことが僕らと同じ方向性をちゃんと向いていただけてるのかというのが不安なので、どこかでやっぱりきちっとすり合わせしたいって思いはあるかもですね。

もう一つは、普段の生活状況の共有だから、おそらく後見人さんでご本人とお会いになっていたりサポートしていたりしていても、ケアマネジャーだったり相談支援専門員だったり、それから例えばヘルパーさんだったり、通所してる事業所の方々っていうのは、日々支援しているわけで、その辺のところの状況が、後見人さんから見えていらっしゃるのかどうかっていう不安があるんですね。なので、わざわざケース会議まではやらなくても、情報提供だったり、共有っていうのを、例えば、今月はこんなふうに住生活をしてた、今回こんな言葉があつただけでもってというようなことに対して、ポンと連絡がとれる間柄の方であれば電話 1 本ですけど、なかなかご連絡がとりづらかったりっていう方々もいらっしゃるので、そういった時の連絡方法を少しきちんとしておけば支援する側も、そんなにケース会議に来てくださってと言わないと思うんですね。僕らもよくメールだったりとか、ファックスでご連絡させていただいて、後見人の支援が必要な状況であればお返事いただくかっていうやり方をとったりする方って結構いらっしゃるんですけど、その辺の情報の共有とか助言とかっていうところのルールをそれぞれのケースで共有させていただくと、支援する側の安心感っていうのは随分高くなるのかな。何か僕らが困つたことがあつた時にはサポートしてくれるんだっていう関係性がケース会議っていうところまでいかななくても、支援する側の安心感っていうのはとっても大きいんじゃないかと思うんですね。

その辺のところは、今回出てる連携とか、チームっていうところでの意識っていうのをお互いに持つるといいのかなというふうに思います。

○会長

ありがとうございました。今のお話っていうのはその本人の支援の中に入るっていうところでもそうなんですけれども、他の支援者の方と立ち位置がちよつと違うんだと思うんですね。やっぱり決定権者っていう形が入っていくことになりますので、何か支援を新しく追加するときの契約主体ということとか、方針を決めていくっていうところの立場になるものなので、そういった意味では今委員がおっしゃったように、状況とかそういったものの共通認識っていうところは必要なかなと思いますね。例えば本人の特性で、この人にはこういう言い方するけど別の人に違うことを言つたっていうこと

があったりするパターンも結構あって、そうすると支援者間での意識統一がされてないと、お互いにお互いの悪口言って、支援者間でですね、すごい悪者になってたりするっていうところの件なんですけれども。そんなことになってると、うまくいかないこともあるのでそういったケースがやっぱり困難ケースみたいところで、対応の共通化、ケースバイケースなのかもしれませんけれどもお互いの認めていくやり方、またそれはやっぱり連絡を取り合って、取りやすい環境を作るっていう意味では、必要なかなとは思いますがね。

ちょっと時間がなくちゃって恐縮なんですけども、死後事務の話が資料には書かれてるんですけども、この辺り後見人をやっている側からするとあまり積極的にできないのかなっていう気はするんですが、やらざるをえないからやっている部分も結構強くて、さっきの通院等に通じるところがあるかもしれないんですけども。

#### ○委員

多くの場合ご親族の方がいらっしゃったので、死後事務としては1件です。後見類型ではないのですが、他にやる人がいないっていうことで、法律的には事務管理で行ってるんですけども、その方がだんだん危なくなってきたっていうときに、病院から死後事務やってもらいたいから後見に変更しないと、二、三週間で危ないといわれて、いやそんな短期間で変ええられませんっていう話と、あと死後事務として法律で認められているのは火葬または埋葬までで、納骨とか葬儀とかっていうのはまた別なのですが、結局葬儀の部分も後見人がやらざるを得なくてやっているっていうケースは、この法律が施行された後もかなりの数あるんじゃないかなと思っています。

保佐、補助ではできませんっていうふうに書いてあるんですけど、やっぱり誰もやらなければ、事務管理っていう解釈をして行っているというのが実情だと思います。

#### ○会長

はい。ありがとうございます。これ結構勘違いされる方は葬儀までやってくれないかというふうに思ってるのですが、火葬までしかできないっていうことがあってですね、非常に限定されてるっていうところはなかなか知られないことなのかなと思いますね。

今ちょっと一通り聞いてきましたけれども、市の方ではご意見を踏まえて、何かあれば。

#### ○事務局

皆様からご意見いただきありがとうございました。今回提案の中でもそれぞれ書かせていただいております、やっぱり支援者側が、明記していただきたい部分と、後見人があんまり詳しく書かないほうがいい部分っていうのはなかなか難しい部分はあるんですけども、うまくその間を調整して、支援者向けに活用できるものを、ちょっとまた事務局側で考えていきますので、今日の議論だったり、ぜひ見ていただいてこの部分もう少しく書けばいいんじゃないかとか、実際に使っていただいている方の中で、ちょっとわかりにくいだったりっていうのがあったら協議会終わった後でも結構ですのでまたご意見いただければと思います。ありがとうございました。

○会長

実際、あまりこういった踏み込んだマニュアルはあんまりないと思うので、せめぎ合いのところがあるんですけども、そういったものがうまくできるのであれば非常に活用しやすいものになるのかなというふうに個人的に思っております。

はいそれでは、続きまして議題の 2. ニーズ調査の結果から見る傾向や課題について、お願いしたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

### 【3 議題2. ニーズ調査の結果からみる傾向や課題について】

○事務局

はい。議題の 2、ニーズ調査の結果からみる傾向や課題について、障害福祉課よりご説明申し上げます。資料 2 をご覧ください。

本ニーズ調査は昨年度第 4 回の協議会にてご議論を賜り、調査を実施しているものでして、前回の協議会で中間報告を行いました。今回は回答期限が終了したことから、改めて最終的な結果及び結果から見る傾向や課題をご報告し、それらを踏まえた今後の取り組みについて、皆様からご意見やご議論を賜りたく存じます。資料 2 は参考資料として、前回と同じ集計フォーマットで、最終の回答を反映させたものを添付しております。数値などの細かい内容は、参考資料 2 をご参照いただき、読み上げは割愛させていただきまして、資料 2 のスライドに沿って、結果から見る傾向や課題をご説明いたします。

まず、結果から見えてきた傾向や課題を、大きく三つ分類いたしました。

一つ目が個別事例の検討へのニーズが高いという傾向。

二つ目が、市民は手続きの煩雑さにハードルを感じているという課題。

三つ目が、チラシ・ポスターの内容がわかりやすいが字が小さいという課題です。

一つずつご説明をして参りますので、次のスライドをご覧ください。まず一つ目の個別事例の検討へのニーズが高いという傾向ですが、ニーズ調査の設問 7 にございます。どのような広報を望まれますか、に対して、半数以上の機関が具体的な事例の紹介と回答しています。

また設問、学びたいこと、テーマを記入くださいという設問に対しては、約半数の機関が事例検討会と回答しております。これらの傾向を踏まえ、令和 5 年度に実施する専門職向けの研修では、こちらの研修では、ケアマネージャーさんや障害の計画相談員の方など、現場の専門職の方を中心として行う研修ですが、そちらにおいては、事例検討やグループワークを実施する方向で考えたいと思っております。実際の事例を、個人情報かわからないよう加工して紹介し、それらを題材にロールプレイや意見交換などのグループワークを実施するという案をご提案したいと考えます。

また議題 1 でも議論がありました手引きの使い方についてですが、手引きをより一層周知していくために、活用を推進する方向性のご議論を賜りました。こちらにつきましても、手引きの周知の対象者と専門職向け研修の対象者が重なりますので、専門職向け研修では、手引きの紹介や使い方のご説明などについても取り上げることを検討したいと考えております。ただ、研修は限られた時間

になりますので、その時間の中で有意義なテーマ設定をしていきたいと思えます。事例を紹介した上で、手引きを活用しながら検討する、また、手引きの活用場面についてグループワークや意見交換をするなど、様々なテーマ設定が考えられますが、こういったテーマ設定につきまして、ぜひ委員の皆様からも、後程ご意見を賜ればと思えます。

続きまして二つ目の、市民の方は手続きの煩雑さにハードルを感じているという課題について見て参ります。次のスライドに移ってください。ニーズ調査の設問 8、成年後見制度を利用しやすくなるにはどのようなことが重要と思われませんかという質問に対して、手続き等の煩雑さが解消されることと回答した期間が約 7 割であり、次いで身近な相談窓口があることと回答した機関が半数以上ございました。このことから、まず市民の方は、手続きの煩雑さにハードルを感じているということが見て取れます。煩雑さといえますのは、手続きの詳細な内容は知らないけれども、イメージとして難しそうだという考えをお持ちの方も多いかと思えます。

身近な相談窓口の要望が高いことも踏まえ、身近な圏域、松戸市では地域包括支援センターが 15 ヶ所ございまして、日常生活圏域はこの 15 圏域としておりますが、その圏域ごとに地域密着で少人数の相談ができる場を設けることで、手続きのハードルが高いというイメージを払拭していきたいと考えております。今年度より地域巡回型講演会、個別相談会を開始しておりますが、この相談会を活用して少人数単位での相談会に注力して参ります。相談会につきましては、今回、資料番号は振ってございませんが、片面カラーのチラシを入れております。紫色のチラシです。講演会につきましては、本協議会の委員の方や所属団体の方から講師としてご協力をいただいております。8 月以降もこちらのチラシにございますように、講演会、個別相談会を開催して参ります。また今回ニーズ調査を実施した機関からも、個別相談会の希望が上がっていることを踏まえ、地域巡回講演会・個別相談会を市民の方のみならず関係機関に周知し、参加を募って参ります。

地域巡回型の相談会ですが、広報まつどへの掲載や駅の広報ボックスや市内の公共機関への配架掲示などを行っております。またホームページなどでも周知を行っておりますが、参加人数が少ない現状でございます。制度が必要な方へ情報が届くようにするため、引き続き周知を行っていきたくと考えておりますが、委員の皆様からも、広報や周知についてご意見賜りたく存じます。

最後に、三つ目の、チラシの内容はわかりやすいが字が小さいという課題です。こちらにつきましてはチラシとポスター、それぞれ現物をご覧いただきたいと思えます。チラシにつきましては、右上に参考資料 3 と書いてありますカラーの両面刷りのもの、こちらは、チラシの現物でございます。またポスターは壇上に用意してありますホワイトボードに貼っております。

今回のニーズ調査では、設問 3 でチラシの内容について特になしというのが約半数でしたが、41 機関からはわかりやすいとのご回答いただきました。一方で 19 機関から字が細かいとの回答があったことから、内容については大きな変更はせず、字の大きさなど、見やすさを向上することが望ましいかと考えております。昨年度作成したこちらのチラシ、ポスターについては、すでに配布を終えておまして、今後新たに印刷をかける予定です。新たに印刷するにあたって内容の見直しに関して、皆様からもご意見を頂戴できればと思っております。事務局からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

○会長

はい。ありがとうございました。皆さんにお諮りする前に前回の協議会の中でアンケートの分析にあたって、福祉機関とか医療機関、金融機関とか業種ごとに回答の傾向が見られるかどうかの意見出たかと思いますが、どうですか。

○事務局

今回、回収数からもご覧いただけるかと思いますが、回収数が伸びなかったという現状がございます。業種ごとに傾向分析できる回答数が得られなかったことから、今回は業種ごとの傾向分析には至らなかった状態です。

○会長

はい。ありがとうございました。まず研修内容ですね。事例検討とかグループワークが圧倒的だったということで、その方向でいこうという内容でしたが、内容や方法、時間帯など含めて皆さんの方でご意見等ありましたら、伺えればと思います。

先ほど手引きへの追記に関する議論があったように、その内容を踏まえた手引きを用いて事例検討という形がいいのかなと思っておりますけれども、その方向でよろしいですか。

研修を受ける側の立場に立った時に、こういう時間帯が参加しやすいとかありますでしょうか。

○委員

ケアマネージャーの視点からですけれど、研修に参加させていただいていると、同じ方しか出てないのが現状だと思います。午後の時間帯、13時から15時あたりで1時間とか、それでは終わらないのかもしれないですけれど、そのぐらいの時間であれば参加できる方が多いと思います。

○会長

ありがとうございました。他に何か今のような話でも構いませんので。

○委員

はい。なるべく参加しやすい形で広く受けていただくのがいいのかなと思いますね。結構最近はずームの方が受講者数は伸びやすいのですが、グループワークとなると非常にやりにくくなったり、一長一短があるので、実施する側としては悩ましいところかなと思います。ズームの併用が良いのかどうかも含めて検討いただければと思いますね。

○会長

チラシの部分で見やすさを改定する方向性であると思います。こちらの内容と周知方法について、ご意見いかがですか。例えば社協さん、前年度はチラシの作成の方とかをやっていただいたと思いますが、意見や提案はありますか。

○委員

質問ですが、今まで開催した地域巡回講演会はだいたい何名くらい参加されたのでしょうか。

○事務局

講演会は各会 10 名程度ご参加いただいております。相談会は各会定員 4 名としておりますが、2 名程度のご参加です。

○委員

ありがとうございます。市民の方たちが参加するときに、例えば 10 月 24 日の「障害を持つ子の親御さんへ」みたいに、こういう方に来ていただけると、とわかるテーマだと、参加しやすいのかなと思っていて。死後事務委任契約のように専門用語だけのテーマだと、ちょっとハードルが高かったかなと思いました。以上です。

○会長

はい。ありがとうございます。テーマ表記の仕方ですね。市民向けプラス関係機関等ということで、関係機関への周知はもうされていますか。

○事務局

市民の方の目につくよう、公共施設への配架や広報への掲載を行いました。なかなかご自身がこの制度を使うという認識がない方々も多く、申し込みがほとんどない状況でした。事務局としても、ご本人様、当事者に直接というよりは、支援者、周りの方にまず理解していただいた上で、制度が必要な方を早期発見できるようにした方が良いのではないかと考えてみました。そこで、ケアマネなど一次相談機関と言われる方々に、お声がけをさせていただいて、かなりの数の専門職、一次相談窓口の方々にご参加いただいております。

また相談会も毎回定員には満たない状態ですので、専門職の方も日々の支援で困ったことがあれば、この相談会を活用していただいて弁護士さん、司法書士さん、社会福祉士さんにご相談できる場面として活用いただければいいなと考えております。

○会長

はい。ありがとうございました。せっかく回数があるので、なるべく多くの人に利用してもらえると良いのかなと思っております。皆さんの方で質問、ご意見、提案あったらお願いいたします。

○委員

8 月 29 日のテーマが死後事務委任契約となっていますけれど、ちょっと配慮が必要なのではないでしょうか。契約というのは成年後見制度と違った場面になるので、後見制度と死後事務も含め、だったらわかるのですが、契約は全く別のことですので、誤解をされやすいと思います。

後見人が必ず死後事務委任契約をされているわけではありませんので、その辺はちょっと誤解をされる可能性があると思います。テーマ設定はちょっと慎重にさせていただいた方がいいかなというふうに思います。

○会長

ありがとうございました。そうですね。テーマ設定、表記の仕方については、今後検討の余地があるかなという意見かと思います。そうしましたら、議題に沿ってやってきましたけれども、全体通しても構いませんので何かご意見、ご質問等ございますか。大丈夫でしょうか。

最後に家庭裁判所の方から一言いただけますか。

○オブザーバー

私も 4 月から担当しておりまして、まだまだ抱えている事例は少ないのですが、裁判所の方にもいろいろな問い合わせを受けることが多いです。今回のこのテーマが、裁判所では見えていない部分、申立前の支援者の方々のお話や、後見人を選任した後、こちらも選任して確定すれば後見人さんにやってもらうようになり、監督までの裁判所の手が少し離れている間に、皆さんの方でいろいろご尽力していただいている部分であるということが非常に興味深いテーマだなと思って聞かせていただきました。

裁判所の方には、支援者の方々と後見人さんの折り合いが悪くてどうしたらいいか、という苦情の電話を受けたこともございます。なかなか後見人さんと連絡が取れないということでご連絡があるなど、まだまだそういった部分、パイプの関係でしょうか、課題だと思います。

皆様いろいろ考えていただいて、この手引きは非常にわかりやすいなと思いましたし、今後とも協力してやっていくものなのだとことを改めて実感させていただいたところでございます。どうもありがとうございました。

○会長

以上で終了したいと思います。